秋田県告示第533号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。 平成30年11月16日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 供用開始の区間

ſ	道路の種類	路	線	名	区	間
ĺ	一般国道	285号			北秋田市米内沢字滝ノ沢上段162番27地先	から字諏訪岱58番1地先まで

- 2 供用開始の期日 平成30年11月24日午後3時
- 3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 - (1) 場所 北秋田市鷹巣字東中岱76番地1 秋田県北秋田地域振興局建設部用地課
 - (2) 期間 平成30年11月16日(金)から同月30日(金)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)